# 令和4年度改正 説明資料

障害児通所支援事業者対象

## 令和4年度省令改正 【障害児通所支援事業関係

- 1 安全計画の策定(全事業)
- 2 送迎等の自動車運行時の児童の確認(全事業)
- 3 送迎車への安全装置の設置(児発・放デイ)
- 4 インクルーシブ保育の推進(児発)

施行日→令和5年4月1日 ※ 経過措置あり

#### 1 安全計画の策定について

- ・障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス、 保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援)を行う事業者が対 象となります。 (令和6年3月31日までの経過措置あり)
- ☆障害児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検や事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導等、事業所における安全に関する事項についての計画を策定します。
- ☆策定した安全計画は、従業者に周知するとともに、<u>研修や、訓練を定期的に実施</u>してください。
- ☆また、利用児童の保護者に対しても、安全計画に基づく取組み について、お知らせしてください。
- ☆策定した安全計画については、定期的に見直しが必要です。

### 2 送迎等の自動車運行時の児童の確認

各事業所において、事業所外の活動や、送迎など、児童を乗車させて<u>自動車を運行するときは</u>、児童が乗り降りする際に、点呼などにより、乗ったときに児童の名前、人数を確認し、また、降りたときにも児童の名前と人数を確認し、<u>児童全員の所在の確認</u>をしてください。

毎回の自動車利用時には、必ず確認を行うことで、児童が行方不明となる事態(事業所外の活動先、途中休憩のパーキングなどでの自動車の乗せ忘れ)を防止することもできますし、また、自動車から降ろし忘れるなどの危険を防ぐことができます。

#### 3 送迎車への安全装置の設置(児発・放デイ)

- ・児童の送迎を目的とした自動車を運行する場合、当該自動車に ブザーや、車内に取り残された児童の見落としを防止するための 安全装置を装備しなければなりません。
- ・<u>安全装置を装備する義務のある車両</u>は、原則、<u>座席が3列以上</u> ある自動車です。
- ※令和6年4月以降、対象車両に安全装置が装備できていない場合は、その車両を児童の送迎に使用することはできません。









#### 4 インクルーシブ保育の推進(児発)

・児童発達支援事業所と、保育所・認定 こども園等が併設されている場合に、障 害児の支援に直接従事する従業者につい ては、併設する保育所等を利用する児童 への支援を一体的に行うことができるよ うになりました(専従要件の緩和)。

